

第4回 行政手続部会 第2検討チーム 議事録

1. 日時：平成29年11月30日（木）13:00～14:01

2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

3. 出席者：

（委員）安念潤司（主査）、高橋滋（部会長）、林いづみ

（専門委員）佐久間総一郎、田中良弘、堤香苗

（政府）馬場内閣官房IT総合戦略室参事官、奥田内閣官房IT総合戦略室参事官

阪本総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官

（ヒアリング出席者）人事院：嶋田給与局次長

幸給与局給与第一課長

国税庁：並木長官官房審議官

原田長官官房企画課国税企画官

塚本長官官房企画課課長補佐

厚生労働省：酒光政策統括官（統計・情報政策担当）

井嶋政策統括官付賃金福祉統計室長

（事務局）窪田次長、石崎参事官、谷輪参事官

4. 議題：

（開会）

1. 関係省庁からのヒアリング（調査・統計に対する協力）

・類似統計の集約・一本化（人事院「職種別民間給与実態調査」、国税庁「民間給与実態統計調査」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）

2. 「基本計画見直しの方針」（調査・統計に対する協力、補助金の手続）及び省庁ヒアリング（就労証明書、労務管理）に対する各省庁の回答について

（閉会）

5. 議事概要：

○安念主査 時間となりましたので、第4回「行政手続部会第2検討チーム」を開催いたします。

皆様には、お忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

野坂委員は御欠席です。

議事に入ります。

本日は、まず、重点分野「調査・統計に対する協力」について、人事院、国税庁、厚生労働省からヒアリングを行います。なお、統計を所管する総務省にも御同席いただいております。どうもありがとうございます。

委員・専門委員の皆様におかれましては、各省庁の御説明を聴取していただき、それを受けて御質問、御議論いただきたいと思っております。

経済団体から給与関係の3統計について集約・一本化できないかという御要望がございまして、これに対して、事前に関係3省庁で御協議いただいた上で、資料1-1～資料1-3のとおり御回答いただいております。

それでは、人事院、国税庁、厚労省の順番に、通して御説明をお願いいたします。時間の関係でまことに申しわけありませんが、3分程度で、無理なお願いであることはよくわかっているのですけれども、人事院さんからお願いいたします。

○嶋田次長 それでは、人事院から御説明申し上げます。

「資料1-1」とあるものをご覧いただけたらと思っております。

まず、人事院の調査の関係でございます。こちらは統計ではございますけれども、公務員の給与決定という特定の目的のために使う調査という性格でございます。御案内のとおり、本来、給与につきましては、労使の交渉によって定まるという形になっておりますけれども、国家公務員につきましては、憲法28条で保障されております労働基本権制約の代償機能ということで、人事院勧告によってその給与を定めるといった仕組みになっているところでございます。その際には、国家公務員法上の情勢適応の原則に基づいて、民間準拠による適正な給与水準を確保することとしております。この観点から、私どもの勧告に当たりましては、民間企業の労使交渉に代わるものとして、労使双方の納得性と信頼性を確保する必要があるという観点から、公務と類似する職種について役職段階ごとに厳密な定義づけを行うなど民間給与の調査を行っているところでございますし、社会経済情勢を踏まえた調査票の見直しを毎年行っているところでございます。これらを通じて、労使関係の安定につながっている面があるかと思っております。

2番目でございます。こういった観点からの人事院の調査と他の調査との違い、関係でございますけれども、私どものこの調査につきましては、先ほどの観点から民間準拠による適正な給与水準を確保するには、主な給与決定要素でありますところの役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士での精密な比較、「同種・同等比較」と言っておりますけれども、それを行う必要がございます。このため、私どもの調査では、公務に類似する職種の従業員の役職段階、勤務地域、学歴、年齢の実態を、民間の毎年の改定に遅れることなく精確に把握できるものとする必要がございます。具体的には、私どもは民間企業におきまして賃金改定が行われることが一般的である4月分の給与につきまして、毎年その直近の時期の5月上旬から6月にかけて、私ども調査員が直接民間事業者の担当者と面談いたしまして実地調査を行うということで、毎年8月上旬にこれを国会、内閣に勧告しているところでございます。特別給につきましても、その後、直近の時期ということで、前年8月から7月までの1年間の支給実態を把握していること。それから、諸手当等についても調べている状況でございます。

おめくりいただきまして、こういった観点から、私どもとしてもできるだけその調査の

簡素化を図るという観点から、国税庁、厚労省両省と協議させていただきまして、次のような観点から一本化が難しいと考えております。まず、1点目が中身の関係でございますけれども、国税庁調査では、役職段階の把握を行っておられない。厚労省調査では役職段階につきまして限定があるということで、こちらにつきましては、官民給与の同種・同等比較を行うことが困難であること。こういった比較の方式・項目自体に、現在もやっておりますけれども、国会での御議論、職員団体からの強い要望といったものもございますので、そういった観点からの対応が困難となるという点がございます。2点目の時期でございますけれども、先ほど申し上げましたように、私どもの給与勧告という観点からは、できるだけ速やかに調査する必要がありますところ、この時期に間に合わないといった点がございます。

ただ、そうは申しましても、ある意味で公務員の給与の決定のために各企業に御負担をおかけする話でございますので、私どもとしては、御指摘を受ける前から企業の御負担をできるだけ少なくするように、御理解を得るためにという気持ちを非常に強く持っております。先ほどの見直しやわかりやすい記入方法といったところについては工夫しておりますけれども、さらに御指摘を踏まえまして行政手続コストの削減の観点から着実に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○安念主査 ありがとうございます。

続いて、お願いします。

○並木審議官 国税庁から御説明申し上げます。国税庁の資料をごらんいただきたいと思っております。

初めに、我々の民間給与実態統計について目的を記載しておりますけれども、民間の事業所における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に明らかにしまして、併せて租税収入の見積もり、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすること。この2つの柱立てと目的をしております。後段のところの基本資料というところをより具体的に記載したものがその次の文章でございますけれども、財務省の主税局が行います租税収入の見積もり、特に源泉所得税の見積もりを試算する上で、例えば、各給与収入階級における人員分布、税額、所得控除の適用状況といったものを活用しておりますし、また、毎年の税制改正の検討・議論におきまして、例えば、給与収入階級ごとの国税負担の現状を明らかにするための資料として活用しているところでございます。

なお、調査の方法につきましては、別途お配りいただいております統計の整理表にもございますとおり、源泉徴収義務者約350万社のうち2万社ほどを対象といたしまして、1月から2月にかけて実施し、今、申し上げましたところの税制改正や予算編成の検討に間に合うようにということで9月に結果を公表しておるところでございます。

そして、御指摘いただきました本題の集約・一本化について、人事院、厚生労働省とも協議いたしましたものの、調査項目や調査対象が異なることから、困難と御報告せざるを

得ない状況でございます。

具体的には、記載でございますとおり、調査項目につきましては、当方の統計が税額や所得控除を多数お尋ねしている一方で、他の2つの統計ではこれらを調査しておりません。また、当方が1年分ということで調査対象にしていることに対しまして、他の統計は1か月分のみという実態がございまして、そういう意味では集約・一本化をしても、削れる項目は少のうございまして、効果は限定的であるということでございます。

また、調査の対象につきましても、事業所につきましても、当方が5人未満の小規模事業所も対象としておりまして、その調査対象者の中に、役員や青色専従者も含めて調査している一方で、他の統計では事業所規模につきましても、対象役職などについても、今、申し上げたものが含まれていないという実態がございまして、こちらにつきましても、むしろ集約すると全体として調査対象の事業所や対象者が増えてしまうということで、かえって事業者の負担が増えてしまうことになるところでございます。

以上、申し上げた大きく分けた2つの理由から、今般御指摘いただきました一本化・集約は困難との結論としておるわけでございますけれども、もちろん私どもも行政コストの削減は重要な課題と認識しておりまして、そういう意味では、2ページ目の最後のところに記載してございますけれども、基本計画に沿う形で、30年度予算作成が終われば、直ちにオンライン調査の勧奨や利便性向上策は実施に移すのはもちろんでございますし、基本計画に載っているもの以外につきましても、例えば、大規模事業所では調査対象者が多数に上りまして、負担が大きいという点に着目しまして、例えば、大規模事業所を中心に調査対象とすべき給与所得者数の削減ができないかということも含めた標本数の縮小について、改めて検討を開始しております。もちろん安易に標本数を削減いたしまして統計の精度が下がるということは避けなければいけないので、現在有識者の方々からヒアリングを実施して、統計学的な観点からも確認を進めておるほか、最終的には、本統計は統計法に基づく基幹統計となっておりますので、統計委員会の了解も必要でありますけれども、申し上げたような更なる改善について、可能ということになれば基本計画の見直し内容に盛り込んで、積極的な対応を進めるという形にしたいと思っております。

私からは以上でございます。

○安念主査 ありがとうございます。

それでは、厚労省。

○酒光政策統括官 厚生労働省統計・情報政策を担当しております、酒光です。

賃金構造基本統計調査ですけれども、関係等については、今、前のお二人がいろいろお話しいたしましたけれども、もともと賃金に関する基本的統計の一つとして位置づけておりまして、月々の動きを見る毎月勤労統計と賃金の構造を見る賃金構造基本統計調査の2本を中心となる統計と位置づけております。この賃金構造基本統計調査は年に1回やりますけれども、いわゆる性・年齢別だけではなくて、雇用形態、就業形態、職種、勤続年数、経験年数、こういった日本の賃金に影響すると思われるだろう要素をかなり細かく聞いた

上で調査しているということで、基幹統計でもありまして基本的な統計になっています。ここに労災にも使われているなどいろいろとありますけれども、基本的に研究者の方々がお使いになるときなどはこれを使いますし、また、国際的にも日本の賃金構造はこれを使ってやられているということでもあります。

1-4にきれいに整理していただきましたけれども、調査対象140万事業所ですが、サンプルだけでも約8万、7万8,000をとっておりまして、労働者数でも約170万人をサンプルとしてとっているという大規模な調査でございます。そういったこともございまして、事業者の方には多く御負担をかけているということもあります。統計委員会などからもこの調査について非常にしっかりやってほしいというものと、もう一つはコストの削減というのも重要な課題になっているということで、今もいろいろと検討しておりまして、ここにはまだ事例的に書いておりますけれども、オンライン調査をもっと積極的に導入するなど、本社一括調査、幾つかの事業所に当たった場合に、本社のほうが書きやすいと本社で書いている場合もあります。本社で一括でできるようにするとか、調査事項を減らすとか、こういったことを、今、検討しておるところでございます。

人事院の調査及び国税庁の調査の一本化ですけれども、大卒既にお話があったとおりでございます。

例えば、人事院の調査がうちの調査のかわりになるかということ、いろいろと見させていただいたのですけれども、例えば、役職や職種が人事院さんは公務員の職種に合わせて聞いているということもありまして、私どもですと大体企業の一般的なモデル的なものを考えておりますので、例えば、部長、課長、係長みたいな感じなのです。間に挟まるようなものはその他でいいですという感じで聞いているのですけれども、人事院さんのほうは課長代理や事務主任がどうか、すごく細かく聞かれている。職種も私どもは基本は標準の職業分類でやるのですけれども、人事院さんはまた恐らく公務員の職種に合わせて聞いていることだろうと思っておりまして、合うところもあるのですけれども、合わないところはかなりあるということでもあります。

国税庁さんのほうは、先ほどお話がありましたけれども、税金関係のデータをかなり細かく聞いておられて、その辺は私どもでは全く調査をしておりませんので、やるとしても追加の調査票がもろにそのまま来るといふ形になるということで、余り単純にならないのかなということでありまして、今のところ3省で御相談させて、情報交換もさせていただきましたけれども、なかなか直ちに一本化するというのは難しいのではないかと考えております。

まことに申しわけありませんが、以上です。

○安念主査 どうもありがとうございました。

それでは、委員から御発言がありましたら、どなたからでもどうぞ。

○堤専門委員 御説明をありがとうございます。

なかなか一本化は難しいという落としどころになってしまうのかなと思いつつ、お聞

きしておりました。一番最初の人事院の御説明だと、これはいわゆるお給料を決めるためにあるということは、例えばなのですけれども、社会保険労務士さんや私どもは、どんな小さな事業所でも、厚生年金等、そういった社会保険に入っている従業員がいれば、そういった役所にお給料やそういうものを提出しているわけですから、一つはこの事業所のいろいろな手間を省くことで行政手続を軽減していくということを考えると、例えば、既に国の中で持っているような機関や社会保険労務士のネットワークのようなところから、サンプルになるようなものを、調査そのもののやり方を変えるなどということができないのかなどと思いつつ伺っておりました。

3つの調査の性格が違うという上で、それでいいですねという御回答はいただけないと思うのですけれども、どうしても無理だと言うのであれば、そういった他機関を使うということも考えてみられてもいいのかなと思いつつ伺っていましたので、発言させていただきました。

以上です。

○安念主査 何かもしコメントがあれば。

○酒光政策統括官 今、人事院さんに聞かれたのかもしれませんが、社会保険ということになりますと厚生労働省でもたくさんのデータを持っておりまして、今おっしゃったデータですぐに思い浮かぶのは、年金で標準報酬月額をやるために所得を登録しますので、それが使えるのではないかというのはもちろんあるかと思えます。ただ、そこでとっているものが、産業などはとれるのかもしれませんが、私も直接そこは余りタッチしていませんが、例えば、賃金構造の調査ですと労働時間の変化などもとっているのですが、労働時間がどうなっているとか、役職とかもとっている。勤続年数は多分社保のデータでわかるのですけれども、役職などその辺が必ずしも年金を取る上で必要がない情報なので、とってはいないのです。ですから、そういったものは今後要らないということで割り切ればそれでもいいのかもしれませんが、今のところ、役職、勤続年数、あるいは私どもは経験年数という問い方をしていますけれども、そういったものはなかなか業務データだけではとり切れないのかなと思っております。

○安念主査 どうぞ。

○高橋部会長 厚労省にお聞きしたいのです。先ほど、人事院のデータは使えないというお話をされたのですけれども、例えば、役職について人事院は細か過ぎて、厚労省はもう少し大ざっぱでやる、大きくくりであると。それだったら、そのところは統計をとった後で、ここは大きくくりでここに該当すると仕分けてしまえばいい話だと思います。要するに、人事院のデータは細か過ぎるから使えないという理屈は私にはよくわからないのです。

○酒光政策統括官 私の説明が悪かったのかもしれませんが、むしろ私は逆のことを言ったつもりでございます。逆というのは、例えば、うちの調査に基づいて人事院さんが給与の額や官民比較をすることも、もしかしたら理屈の上では可能なかもしれませんが、人事院さんが求めている職種はかなり細かいです。ですから、人事院さんは調

査員がみずからかなり役職の段階などを確認しながら分類しているのです。だから、私どもとしては、私どもの調査は、基本的に向こうに書いてもらって、よほど変なものがなければ受け取っておりますので、そういう意味で言うと、人事院さんが求める精度に私どもは役職についてはないということなのです。それを申し上げたということです。

○高橋部会長 例えば、私どもが内々に考えているのは、人事院のデータを、基本的に職種が人事院のほうが規模が大きいのですよね。50人以上でしたか。

○嶋田次長 はい。

○高橋部会長 そのこのところを人事院がされている。そこは人事院のデータをそちらで使っていて、残りを厚生労働省の今までのサンプルに合致するように使っていただければ、その部分だけは1万2,000事業所が減るのではないかと私は思うのですけれども、そこはいかがでしょうか。

○安念主査 そうはいきませんか。

○酒光政策統括官 こちらの比較表などをごらんいただくと、とっているデータの種類などがございましてよくわかるかと思うのですけれども、例えば、私どもは労働時間の関係なども所定内の時間あるいは残業時間がどれぐらいかとか、そういうものも聞いておりますので、人事院さんが新しくそういったことも聞いていただいた上でやるというのであれば、その重複している部分を減らすということももしかしたら可能なのかもしれないのですが、ちょっと感じとしては難しいのではないかと思います。

○高橋部会長 どこが難しいのですか。人事院は聞き取り調査でプラスアルファで若干の項目が増えるというのは負担ですか。

○嶋田次長 負担とか、その辺を我々は精緻に調べたわけではございませんけれども、先ほど申し上げましたように、例えば、職種などにつきましても、公務に該当職種がないものにつきましても、私どもは実地に参りまして、そういったところは、公務に必要なところをとってくるといった形で見えておりますので、あるいはかなりその辺の違う部分が出てくるのではないかと。ですから、我々はその分をお預かりすることが全く不可能かと言われると、そこは可能かもわかりませんが、恐らく今とってきているものに、相当いろいろな意味で加える部分が出てくる場所があるのかなと。それを限られた人員の中でできるのかというのは、また難しいところがあるかと思えます。

○高橋部会長 何かまぐらい増えればいいのか。今、御即答はできないですか。

○幸課長 お手元の資料1-4、2ページ目を見ていただきますと、調査項目が載っております。人事院の調査は、事業所の負担もございまして、最低限必要な職種と性別と年齢と学歴と役職のみでございまして、厚生労働省の調査でございまして、氏名も聞いておりまして、私どもは氏名は聞いておりません。それに加えて、雇用形態、就業形態、勤続年数、労働者の種類、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数等々も私どもの調査では聞いていないということで、相当調査項目は私どもの方が少ないと思っております。一番左の欄が人事院調査でございまして、年齢などはどちらも聞いております。

○酒光政策統括官 氏名はともかくといたしまして、例えば、雇用形態や就業形態というのは、正規か非正規かなど、あるいは一般労働者、短時間労働者、あるいは有期か無期かという、こういう今ニーズがあるところを聞いているのです。多分人事院さんは正社員を前提に聞いているのだと思うので、そういうところは多分抜けているのだと思うのです。私どもは、それが労働者全体を表さない、正社員だけでは労働者全体を表さないのです、そういうところもちゃんと調査しているということです。

○高橋部会長 非正規を人事院は聞いていないのですか。

○幸課長 聞いていません。

○安念主査 どうぞ。

○佐久間専門委員 非常に細かいところですけども、この人事院の調査のときは4月の給与で、厚労省さんのほうは6月分の賃金、この月の差というのはどういう理由ですか。それぞれ4月から改定で、一番早いのが4月だというのが人事院さんだと理解したのですが、厚労省さんはなぜ6月にされているのか教えていただければと思います。

○酒光政策統括官 今やっているというのはずっと続けていてまた変えると影響があるからということなのですが、さかのぼって影響ということで申し上げますと、これは6月が一番時期的には安定している。例えば、5月や4月はゴールデンウィークなどの絡みで年によって労働時間などに多少影響が出てしまう可能性があります。ですから、同じ安定しているのだったら、例えば10月ぐらいでもいいのかもしれませんが、遅いので多分6月にやったということだと思います。夏やゴールデンウィーク、年末年始、そういうものは外しているのです。そういうことであります。6月だけがいいかということ、別にそういうわけではないと思いますけれども、6月でやっているのはそういう理由で、絶対に4月・5月にできないかと言われれば、そういう影響がありますという前提でとろうと思えばできないことはないのですが、あえてやる理由もないので、6月をずっと続けているということだと思います。

○安念主査 ほか、いかがですか。確かに6月は年間の中で最も営業日がたくさんある。

○酒光政策統括官 30日の中で土日しか休みもないので、影響が非常に少ない。

○安念主査 それは確かに。

ほか、いかがですか。

○高橋部会長 国税庁にお聞きします。基本的に全部源泉徴収票の利用可能性はないのでしょうか。給与と賞与の内訳の大きくくりは多分厚労省と人事院の調査で大体全体の労働者の傾向はわかるはずなので、そういう意味では、源泉徴収票を活用されて統計を出すというのは不可能なことなのでしょうか。

○並木審議官 源泉徴収票につきましては、そもそもそれを提出していただくのは、まずは基本的な目的として申し上げますと源泉所得税の適正な課税を目的としているものでありまして、それをそのまま統計に使うということにつきましては、もちろん守秘義務の問題や個人情報保護みたいな問題もあるので、そこも整理しなければいけないということは

あるのですけれども、むしろそもそも源泉徴収で徴収票を提出していただく方の基準について申し上げますと、年間の給与が500万円を超えている者が国税当局へ源泉徴収票を提出することになっておりまして、そういう意味では、先ほど申し上げたのですけれども、5人未満の事業所の部分などからは必ずしも全ての源泉徴収票が出されるわけではございませんということで、そういう意味では統計がなかなかつくりにくいという問題が1つはございますし、さらに申し上げますと、源泉徴収票の中には、我々の統計のほうで民給と呼んでおりますけれども、その統計で調査しています性別や、先ほども議論になりましたけれども、職能区分や給与が何カ月支払われたかみたいな、そんな数字は源泉徴収票ではとっておりませんので、そういう意味では先ほど申し上げた民給でやっている分析のための抽出は困難でございます。

○安念主査 なかなか難しいな。

3省庁さんからそれぞれ御見解の表明をいただいて、それぞれ御担当のお立場からすれば、率直に言って、もっともな御見解だろうと思って伺っておりました。

私どもとしても、別にこの3つの統計をいわば機械的にホチキスどめして、例えば、総合賃金統計にしるとか、少なくともそういうことを一足飛びにお願いしようという考え方はございません。基本は、民間側の行政手続に払う、キャッシュという意味ではありませんけれども、労力を20%何としても削減したい。それは霞が関全体で共有している目標でございますが、それを達成するための手がかりが欲しいということでございます。

まず、第1は、申すまでもないことだけれども、それぞれの統計が存在することを前提として、その統計内部での省力化をできるだけ図っていただきたいということでございます。例えば、オンラインで完結できるものはそれで完結させていただきたい。質問の項目をもっと省力化できるのならそれも当然御検討いただきたい。

それと、これは統計間をまたがった話でもあるのですが、民間の方々の非常に強い御要望、ありていに言えば御不満は、これはどこかで答えたではないかという、これなのです。あなたたち霞が関のどこかにこの情報があるはずだよね、何でもう一回私に聞くのかというのは、これは私もよくわかるのです。ですから、1つの情報をどこかがとれば、それこそ先ほど並木審議官がおっしゃったように、法制上の守秘義務やその他のハードルがあるので、直ちにできることではないのだけれども、それをどこかに飛ばしてほしいというのは、これは私は当然だと思うのです。私事で恐縮ですが、この前、ある審議会の委員になって、例によっていろいろ書類を書かされるのだが、あなたは今どこの審議会にいて、今までどういう審議会をいつからいつまでと、そんなことは俺に聞かれたってわからない、あなたたちのほうが知っているはずでしょうと言いたくなる。要するに、これをこの種の統計を受ける側は日常的に感じているわけですね。ですから、まずは省内でどこかにあるものは使ってほしい。さらには省庁の壁を越えて使ってほしいという手順に多分なるのだろうと思うのです。

先ほど高橋部会長がおっしゃった、源泉徴収票の情報をこっちに使ってもらえないかと

というのは、まさに一つの省庁の中で情報を使い回ししてほしいという話ですね。今回は、3つの統計を全部一緒にするという事は当面困難であろう。それは私にもよくわかるのだが、そうだとすると、どこかにある情報は一回聞いたらそれっきりにしてもらいたいという方向の御検討をいただきたいのです。これは実際には省庁の壁を越えてもう一つ上の組織があるわけではないので、大変難しいことも私はよくわかっているし、その点についてはもう一ついわば上の立場からつかめるような機能を何かつくらないと、とても各省庁のお立場のままやれと言ったって、これはできる話ではない。それは私どもも工夫したいと思います。

それと、公開の場でこんなことを言うのはなんなのだけれども、率直に申します。この話は、経済団体からの突き上げが非常に強くて、何かの対策をとらないということではできません。これも率直に申し上げるが、何もしないと政治的なマターになってしまう可能性もなくはない。そういう意味では、私どもも皆さんと同じような意味で矢面に立たされているのであって、こっちのほうの事情を申し上げるのはお恥ずかしいのだけれども、ぜひこのところは今までの省庁の障壁を越えて御協力、御尽力をいただきたいと思っております。

すぐに結論の出る話でないことはわかっておりますから、今後とも引き続き御協力を賜りたいと存じております。どうぞよろしくお願いいたします。

どうぞ。

○佐久間専門委員 先ほどの高橋部会長から話のあった国税庁さんのこの調査で、源泉徴収票を出していないところもあると。それでは、そこだけをやればいいということにはならないのですか。

○並木審議官 ですから、そこは先ほど申し上げたように、提出がないところと源泉徴収票のほうでは、性別や職務区分、給与支払月数などは聞いておりませんので、そういうものをあわせて民給では聞いておりますので、そういう部分ができなくなってしまうということも、あわせてできない理由として申し上げた。2点目のほうはそういう趣旨でございます。

○佐久間専門委員 そうすると、逆に答えるほうとしては源泉徴収票を出していれば性別だけを答えればいいと。だから、出している人はこれだけでいいという方法にできるということなのですね。源泉徴収票を出している企業に聞くときには、性別だけを答えるという話ですか。

○安念主査 そういうことではなくて、源泉徴収から財務省が得られるべき情報と民給から得られる情報にオーバーラップしているところがあるなら、そのオーバーラップをしているところはどちらか一方でいいはずだということですね。

○佐久間専門委員 そういうことです。

○並木審議官 ですから、それは先ほどのお話と違う話になるのですけれども、こういう性別の人がこういう給料みたいな形で、そういう分析をいたしておりますので、源泉徴収

票を出した方がいて、調査対象にあった方がどの人かということを実合しなければいけない形になるわけですが、そういうことをやるのはなかなか難しいというところがあるということですが。我々のほうで持っている情報と、具体的に当たった人は誰かということをお我々のほうでいただいで、その方がどなたかということをおまさに検索して、その人の源泉徴収票を引っ張り出すみたいな作業になってしまうということですが。

○佐久間専門委員 それはマイナンバーでできるのではないのですか。

○安念主査 私もそう思った。

○並木審議官 今、統計のほうでマイナンバーを使うことはできませんので、それは番号法の改正なりをしていただかないと、当たった人はこのマイナンバーの方ということをお統計で聴取することはできないという仕組みになっておまして、可能性としては、おっしゃるとおり、マイナンバーでの突合というものは、我々も頭の整理としてはあるのですが、今、それを統計で使うことはできないという制約が一方でおございます。

そういう意味ではということなのですが、我々はもうちょっとそのところを、今、突合を役所のほうでやるというのは結構難しいところもあって、すぐできるかどうか分からないのですが、我々も一生懸命考えている中で言うと、むしろ源泉徴収票は当然企業に出していただいているので、そのデータをそのままもし民給の調査対象になったらそのまま転記するような形を、もう一つICTを使って簡単にできないかと。まさにおっしゃるとおり、同じことを書いていただいている部分は当然ありますので、2回、手なのか、入力をしていただくことではなくて、それをむしろ企業のほうの段階で転記を簡単にできるような簡単なソフトなど、そういうものがつくれないかみたいなことの検討を開始したところでおございまして、そういうことでも負担が結構減るのではないかとお期待があります。

むしろ役所側でわっと集まった情報を突合するほうが難しいところもあるかという思いもおございまして、先ほどの安念先生の話ではないですが、もちろんそういうことも考えたいと思うのですが、それでできない部分はむしろ企業さんで同じことをおつくりになる部分をシンプルに効率的にできるということができないかということをお、今、それも検討を開始したところでおございます。

○安念主査 どうぞ。

○林委員 御説明ありがとうございます。

今、安念先生もおっしゃったとおり、民意は行政のこういった統計におつき合いにするのに大変な負担を感じておますので、ぜひ「いつまでに何をやる」ということを決めて取り組んでいただきたいと思おいます。

質問ですが、それぞれ人事院、国税庁、厚生労働省において、この統計をとるために、これは人件費の部分も入れていただきたいのですが、毎年どれだけのコストを使っておられるのかということと、その統計の利用状況、何にどれだけ使っているのかという

ことを教えていただきたいと思います。費用対効果の点でICTやAIを使った統一的な統計手法を国全体としてとれば、民にとっても行政のコストの点においても、両方にとってメリットがあるのではないかと思いますので、そういう数値的な面の検討もぜひお進めいただければと思います。

○安念主査　すぐにわかる話ではないな。事務局を通して、改めて整理させていただきます。どうもありがとうございました。

どうぞ。

○高橋部会長　国税庁に申し上げたいのは、いろいろ御検討いただくのはありがたいのですが、個人情報保護法の話であれば、内部の合理的な情報の利用は現行法でも別に妨げられていないので、そういう意味では、源泉徴収票の活用を業務上に活用することは、私は全く妨げがないのではないかと考えていますので、そこはぜひ法制的に考えていただきたい。

このいただいた横表をよく見ると、例えば、給与制度に関する情報というものが事業所に書いてあるのだけれども、厚労省では個人には手当やそういうものを聞いているわけですね。そういう意味では、何か知らないけれども、同じことを事業所単位で聞いているものと個人で聞いているものと大分ダブっているのではないかという気もして、結構お互いに調整すれば共通化できるところがあるのではないかという気がしていて、ここはにわかにはこれをいきなり出されてよくわからないところがございますから、そういう意味では、ぜひ少し時間をかけて共通化していく方向で、すぐというのが難しいのはよくわかりましたので、ぜひ時間をかけて共通化の方向で考えていただければありがたいと思います。そこはいかがでしょうか。

○酒光政策統括官　厚生労働省の関係ですけれども、給与制度については、通勤手当と精皆勤手当と家族手当と3種類だけを聞いているのですが、これはなぜかと言いますと、最賃をはじき出すときに、これは最賃に含めないで計算するという、最賃のデータベースとして使っているのです。ですから、多分人事院さんなど、そういうところは公務員の類似の手当を全部聞いているのではないと思うのですが、もしかしたら間違っていたら訂正していただければいいのですけれども、私どもは最賃に必要な最低限の手当しか聞いていないという事実関係だけ申し上げます。

○高橋部会長　わかりました。

○嶋田次長　人事院の調査でございますけれども、まず、お話がございましたとおり、私どもは手当の改定におきましては、民間の動向を非常に聞かれますので、それについて調べる。例えば、最近で申し上げますと、配偶者に対する扶養手当につきましては、政府からも御要望がございまして、公務員が率先してそこを見直すべきだといった御議論もございました。このときは当然のことながら私どもは、民間がどういう考え方でどういう形で設計しているのかといった制度設計のところも把握した上で私どもの制度設計をしている面もございますので。毎年やっているわけでは必ずしもございませんけれども、そういっ

たときにはその辺をお伺いさせていただいているといった関係はございます。

○安念主査 どうもありがとうございました。

なかなか道は長いとは思いますが、引き続き御協力いただきたいと思います。並木さんがおっしゃったように、私も入力する人の手元で省力化できるほうが全体としては確かにいいと思います。私のイメージですが、例えば、役所から、何か共通入力キットみたいなソフトを配ってもらって、ある項目についてはとにかく入れれば、それを必要とする全ての統計について自動的にアサインされて出力できるという仕組みができたらとてもいいと思います。結局、目指しているのは、例えばそういうことなのです。統計がなくなることではないし、入力の手間がゼロになることもないので、それをできるだけ効率的にやっていきたいという、その点についてはもちろん皆さんも目標となるところは同じだと思いますので、今後とも御協力をいただきながら進めてまいりたいと思います。

きょうは、どうもお忙しいところをありがとうございました。

(人事院、財務省、厚生労働省退室)

○林委員 マイナンバーは統計には使えないのですか。

○安念主査 使えないんですね。

○堤専門委員 マイナンバーの調査は、だから、特定個人としなければ調査統計には使えるはずですよ。

○佐久間専門委員 そうだと思うのですけれどもね。どうせそれは捨象されて出ていくわけですから。同じ役所には届け出ているわけですから。

○堤専門委員 使えそうなものだけでもね。

○佐久間専門委員 これは、3本全部を同じ年にやっている企業さんはあるのですか。

○堤専門委員 わかりません。

○安念主査 それは出るでしょう。サンプルの結果だから、しかも相当サンプル数は多いですからね。横の広がりには国税が圧倒的に多いです。青色専従者まで調べているのだから、平たく言えば、個人商店の奥さんのこと。50人とか何とかに比べれば、裾野のほうは税務のほうはずっと広がってくる。しかし、かなりサンプリングはしているわけですね。

全体の印象は、第1回目の回答は役所だからこんなものだろうと、率直に言ってそうだから、これから詰めていかなければいけないので、事務局にも大分汗をかいていただかなければいけないと思いますけれども、また来年を目指して一生懸命やりましょう。どうもありがとうございました。

それでは、まだ本日のアイテムが幾つかございますので、次の議題です。議事次第の2ですけれども、重点分野「調査・統計に対する協力」の「見直し方針」に対する各省庁の意見を取りまとめたいただきましたので、事務局から御説明をお願いいたします。

○石崎参事官 資料2をごらんください。

基本計画見直しの方針、前回御議論いただいて決定いただきましたが、それにつきまして、各府省、記載のとおり10府省に計148統計に対して「見直しの方針」への対応について

回答を求めまして、以下のとおり、回答を得ました。①にありますように、全ての府省の調査統計の全ての項目について、「1. 左記の通り対応」という対応方針を得まして、②にありますとおり、「2. 左記の対応は行わない」と回答した府省はなかったということでございます。

ちなみに裏を見ていただきますと、「参考」とありまして、「1. 左記の通り対応」とした上で、幾つかの意見が寄せられております。例えば、次回調査からオンライン化への対応を予定とか、回答者への負担増を招かないように実現可能な方法で検討するとか、既に実施済みでありますとか。ただ、全てネガティブな意見はございませんでした。とりあえず私どもからの御報告でございます。

○安念主査　そういうことでしたが、何か御意見、御質問等がありましたら、どうぞ。

よろしいですか。

これで、「見直し方針」の「1. 共通事項」を踏まえて改定した基本計画を来年1月末までに御提出いただくようお願いしたいということでございます。一応尻は来年の1月で切りたい。対応が不十分と思われるものについては、各省庁に対しヒアリングを求めている。これは今までもそういう方針でやってきたわけですが、そういう進め方でよろしゅうございますか。

事務局的にも、そういうタイムスケジュールでいいですか。

○石崎参事官　はい。

○安念主査　それでは、総務省さんはこれでいいという言い方はあれですけども、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

○阪本企画管理官　引き続き、よろしくお願いいたします。

○安念主査　こちらこそよろしくお願いいたします。

(総務省退室)

○安念主査　それでは、次ですが、重点分野「補助金の手続」についての「見直し方針」に対する各省庁の意見を取りまとめていただきまして、事務局から御説明いただきます。

○石崎参事官　それでは、その次に、お手元の資料3をごらんください。

「基本計画（補助金）見直しの方針」でありまして、基本計画の策定対象となる府省、補助金については7府省ありますけれども、合計73補助金に対して「見直しの方針」への対応について、以下のとおり回答を得たということで、統計と同じでありますけれども、全て「1. 左記の通り対応」という対応を得まして、「2. 左記の対応は行わない」と回答した府省もしくは補助金の項目はございませんでした。

「参考」にありますとおり、以下2点の意見が寄せられております。1つ目は、国交省から、経産省と会計検査院、次のページで見ますと（4）でありますけれども、簡素化の対象範囲が「公募・交付決定段階」のみではなくて、それ以後の手続も簡素化の工夫をすべきということでもありますけれども、これは前々回に経産省から会計検査院との検討も行

うということで聞いておりました、それについての対応を踏まえて対応を検討したいということ。それから、厚労省から、同じく次のページの別紙（２）でありますけれども、オンライン化が進んでいない理由を分析すること、それから、ウェブ申請システムを検討すべきということでありましたけれども、厚労省としても、経産省の意見と同様、ウェブ申請システムについて、各省横断的なシステム開発の検討など、行政手続部会が中心となって議論を進めていただきたいと考えているということでもあります。これは、前回の行政手続部会でも先日ございました本人手続の簡素化の中でも、各省共通のシステムについての検討、プラットフォームの検討ということもございますものですから、これは引き続き事務局としても経産省のほうのウェブシステムの動向についてフォローしていきたいと考えております。

結論的に言いますと、これも統計と同じでありますけれども、特段各補助金については異論がなかったということでもあります。

○安念主査 ありがとうございます。

それでは、これにつきましても、各省庁に対して「見直し方針」を踏まえ改定した基本計画を来年1月末までに御提出いただくようにしたいと思います。同じく対応が不十分と思われるものについては、各省庁に対してヒアリングを求めたいと考えております。そういう進め方をさせていただいてよろしゅうございますか。これも既存のシステムがあるのならそれに全部寄せてしまうのが多分一番簡単だろうと思うのですが、基本的にはそういう方向になるのではないかという気がいたします。

ありがとうございました。

それでは、重点分野「従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行」及び「従業員の労務管理に関する手続」については、9月19日の検討チームにおいて関係省庁からヒアリングを行い、そこで出た追加的な論点について、事務局経由で回答を求めておりました。各省庁から回答が提出されているようですので、これも事務局から御説明をお願いいたします。

○石崎参事官 それでは、資料4-1をごらんください。

「1. 従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行」でございます。指摘事項として幾つか出しております。

1は、自治体に対して、依頼した結果について早急に調査すべきであるということでありましたけれども、これについての回答としては、年内に現在の活用状況、今後の活用予定等に関する調査を自治体に依頼する。先般議論になったとおり、改めて「電子入力対応様式を用いた運用」や「標準的様式の活用」を自治体に依頼する。いずれにしても、先般の審議内容を踏まえて、標準様式の見直しを含め、必要な対応を検討していく。

2だけがネガティブな答えなのですけれども、就労証明書への社印の押印の省略でありますけれども、これは現時点において社印等の押印を省略することは困難である。

3でありますけれども、作業時間については、NTTデータとの関係で、作業時間の違いに

ついて確認をしている。

次のページ、「2. 従業員の労務管理に関する手続」でありますけれども、電子申請率が労基法の手続でまだ1%未満であるけれども、どのように普及・啓蒙を図っていくかということで、具体的な普及策について厚労省と国交省からの記載のとおりのお返事をいただいております。

2は、電子申請時に控えを申請者に返送することが必要ではないかということで、それまでのシステム改修までの経過措置をどうするのかということでありますけれども、これは遅くとも平成30年度から紙で控えを返送することを考えているけれども、それまでの間の返送方法と具体的な内容については、今後検討してまいりたいということであります。

雇用関係助成金の整理・統合、ウェブでの完結については、厚労省は、雇用関係助成金の簡素化に当たっても実態面での簡素化が重要だと考えて現在省内で検討中である、ウェブ手続については実態面での簡素化を十分行った上で検討していきたいというお返事をいただいております。

資料4-2は、経済団体から労務管理についての要望がありましたものですから、それについての回答でございますが、経済団体にもこれを見せまして、この回答で何かまた問題があるかどうかについては確認してまいりたいと思います。

追加的に言いますと、資料4-1の最初のページに戻っていただきますと、先ほど申しました2の社印の押印の話は、この回答自体が前回の行手部会の前にいただいているものですから、行政手続部会の簡素化の方向性という前回出したペーパーに基づいて、また担当部局と事務局として相談してまいりたいと考えております。

3につきましては、コストの試算も重要なのですけれども、できるだけ早く自治体のほうに周知徹底を図って標準様式の見直しをしてもらうことが重要でありますものですから、それを踏まえて実際にどれだけ減るかということも改めて確認していくことが重要であると思っております。

いずれにいたしましても、しばらく我々事務局で担当部署と引き続きやりとりをさせていただきたいと考えております。

以上であります。

○安念主査 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○高橋部会長 2のところでは気がついたのですが、厚労省のこの対応は、こんなことで1%以上、かなり上がるのですか。この労働基準法の手続のところは、電子証明みたいなものが要するという話はなかったのですか。電子証明ができるようになっているとか、そういう話ではなかったのですか。

○石崎参事官 電子証明の話は、もう一度確認をしておきます。先ほど申しましたとおり、行手部会の開催前にいただいている回答でありますから、したがって本人手続の簡素化の方向性について示す前の回答でございますので、またその点については引き続き我々とし

でもこの方向性が出た後の方針ということで、それも含めて省庁と相談してまいりたいと思います。

○高橋部会長 そうですね。それでは、申しわけないのですが、こちらの作業も進みながらの話なので、そこは最新のものに合わせて全部見直してくださいということをお願いしてください。

○石崎参事官 はい。

○安念主査 どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

資料4-1の1の3項目です。医療・介護・保育ワーキングのヒアリングの際の話と違うではないかという指摘に対する、この内閣府のお答えの意味がよくわからないのですけれども、御説明いただけますか。特にこの3段落目は、結局どういうことなのでしょう。

○石崎参事官 この内閣府の回答だと、NTTデータ、事業者が作成した作業時間、改善後の作業時間というのは、2パラ目にありますとおり、事業者の算定というものは、手書き及び手入力を全て排除するなど、全ての企業が自動出力するという事で想定したものであるけれども、内閣府の子ども室の考えでは、全てが今の段階で自動入力になるというのはなかなか難しいということで、事業者の試算に比べれば緩い試算を使っているということで書いてあります。また御指摘がもしあれば、そこのところは調整したいと思います。

○林委員 ありがとうございます。

その前提で3段落目を見ますと、今、内閣府が想定している削減率というのは、例えば、作成時間については約3割減で、括弧内の事業者は約8割減というのは、これはNTTデータの試算ではということですね。

○石崎参事官 そうということです。

○林委員 そうしますと、前提としてのIT化・標準化の目標としている絵姿が、NTTデータの考えているものと内閣府の考えているものではレベルに違いがあるということではないのでしょうか。

○石崎参事官 恐らくこの文面だけで言うと、NTTデータのほうは恐らく全て半自動出力化するという事で考えているということなのではございますけれども、その根拠については我々のほうで担当部局に確認をしてみたいと思います。

○林委員 ありがとうございます。

あるべき姿のイメージが、役所のほうで殊さらにトーンダウンしたものを設定して「削減率が低い」とおっしゃっているような印象を受けます。もともとNTTデータの試算も、帳票を半自動出力化する、こういうシステム設計にすればこうできるという、ある程度具体的な御提案をいただいていたわけですから。それに対して内閣府では、自治体の積み上げのような形で標準様式を考えているから、このようなずれが生じるのではないかと私には思えるので、もう少しそこを詰めていただいきたい。Society5.0と言っているのはこんなものではないはずだったので、ぜひ出発点に戻ってもう一度議論したいと思います。

○石崎参事官 わかりました。

また担当部局と御意見を踏まえて議論したいと思っております。

○安念主査 どうぞ。

○堤専門委員 2点お願いいたします。

先ほど御説明があった資料3の補助金の部分で、別紙1のところの(5)、地方公共団体に事務が委任されている場合は、国では対応不可能というものが散見されるという表現のところがあるということに関してなのですが、中小企業に関しましては、国よりも地方公共団体のほうが補助金等の手続で向き合うことが多いので、ぜひこの部分を地方公共団体や、以前もありました独法等も巻き込みまして、こういった簡素化の手続を強力に進めていただきたいというのが1点目です。

2点目なのですが、資料4-1で先ほどさらっと流されてしまったのですが、重点分野の各種証明書発行、2で、現時点において社印等の押印を省略することは困難である、待機児童問題がある中でのという表現があるのですが、ここが1個あるがために社印等の押印を省略することは困難であるとする、多分オンライン手続は無理ということになるのだろうと感じておりますので、困難だということをもってどうするかと、もう一歩踏み込んでいただければということ強く感じました。この後、本当に子供がいる方が皆さん全員働くようになってきたら、全員のこれで紙で押印したものが届くのかということを考えていただいたほうが。地方公共団体も恐怖だと思いますので、何とか考え方自体を変えていただければと思います。

以上です。

○安念主査 ありがとうございます。

1の点は、いつも出てくる「地方分権の時代ですから」という決まり文句があって、ここはずっと規制改革が地方にアウトリーチできない原因で、非常に大きな問題の一つですので、当然取り組んでいかなければいけない。

第2の点は、私もこの回答だけでは論外だと思います。それでは、どうするのか。社判を押して、その紙をPDFにして送れと言うのか。まさかね。しかも社判なんて誰だって偽造しようと思ったら幾らでもできる。個人の名前よりさらに一層できるぐらいなのに、これでは私も話にならないと思います。

それで、済みませんが、とりあえずは当面、先ほど林先生から御指摘いただいたことも含めて事務的にやりとりをしてみてください。それでまだぐずぐず言っているようなら、またヒアリングもしなければいけない場合もあるだろうから、そういう構えでいきましょう。どうも皆さんありがとうございます。

それでは、議題はこういうことにして、事務局から何かございますか。

○石崎参事官 次回の会議日程は、後日、事務局から連絡させていただきます。

○安念主査 それでは、本日はどうもありがとうございました。

これで会議は終わりです。